

人事委員会規則一四一〇（人事に関する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則一四一〇（人事に関する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を改正する規則

規則一四一〇（人事に関する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。